

「大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会による『教職員評価・育成システム』とその評価結果を給与に反映することの違法性を教育基本法に問う」訴訟（略称「新勤評反対訴訟」）

「新勤評反対訴訟原告団」申込書（第3次）

私は、「大阪府教育委員会および大阪市教育委員会による『教職員評価・育成システム』とその評価結果を給与に反映することの違法性を教育基本法に問う」訴訟の原告になります。

〒
住 所

ふりがな
氏 名

学校名

組合名

電 話

E- mail

-----き-----り-----と-----り-----線-----

原告費用¥10,000 円と初年度分¥10,000 円の計¥20,000 を会計へ納めて下さい。振込みの場合は下記の口座に振り込んで下さい。

郵便振替口座番号：00950-0-252496

加 入 者 名：評価育成システムに反対する会

申込書は直接手渡していただくか、下記までご郵送またはFAXをお願いします。
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3-3 星光ビル1階 新勤評反対訴訟団 宛
FAX 06-6311-1250

裁判の委任状は後日送付しますので必要事項を記入・捺印の上、事務局に返送して下さい。委任状は、この裁判は代理裁判の形態をとりますので、弁護士に委任するために必要なものです。

裏面に「原告団」の規約が印刷されています。

「新勤評反対訴訟原告団」規約

1. 目的

大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会による「教職員評価・育成システム」と、それに基づく「自己申告票」の提出強制、給与への反映が、教育基本法に違反することを裁判で訴え、勝利することを目的とする。同時に教育基本法改悪に反対して闘う。この裁判闘争は、教育基本法改悪の先取りに対する闘いである。

2. 構成

- (1) 上記の目的をもって闘う原告をもって、「新勤評反対訴訟」原告団を構成する。
- (2) 原告は、「自己申告票」の未提出者とする。
- (3) 原告は原告費用¥10,000 円と年間¥10,000 円を負担する。

3. 役員

原告団団長、副団長（2名以下）を置く。